

## 市第3号議案

### 横浜市市税条例の一部改正

横浜市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年5月16日提出

横浜市長 林 文子

### 横浜市条例（番号）

#### 横浜市市税条例の一部を改正する条例

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第21条第4項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第46条の4に規定する場所」を「恒久的施設（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）」に改める。

第26条の2第1項の表中「（昭和40年法律第34号）」を削り、「政令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）」に改める。

第29条の4中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第29条の4の2第1項第1号中「14.7分の2.4」を「12.1分の2.4」に改め、同項第2号中「14.7分の1.2」を「12.1分の1.2」に改め、同条第2項中「（同法第145条において準用する場合を含む。）」を「又は第144条の4第1項」に改める。

第29条の5中「相当する税」の次に「（所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であった期間を有する者の当該期間内に生

じた所得につき課されるものにあつては、同法第161条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。)」を加える。

第33条の6第3項中「第71条第1項の」を「第71条第1項若しくは第144条の3第1項の」に、「第71条第1項に」を「第71条第1項又は第144条の3第1項に」に改め、同条第4項中「施行地に」の次に「本店若しくは」を、「課される法人税」の次に「若しくは地方法人税」を、「相当する税」の次に「(外国法人にあつては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。)」を、「法人税割額」の次に「(外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。)」を加える。

第73条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア中「2,400円」を「3,600円」に改め、同号イ中「3,100円」を「3,900円」に改め、同号ウ中「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同号エ中「2,400円」を「3,600円」に改め、同条第3号ア中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号イ中「4,000円」を「5,900円」に改め、同条第4号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

第129条の7第1項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事業所等を有しない法人」に改める。

附則第9条第1項中「第2項第6号、第9項及び第37項」を「第2項第1号から第3号まで及び第6号、第8項、第34項、第37項並びに第38項」に改め、同条第4項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「附則第15条第9項」を「附則第15条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 法附則第15条第2項に規定する償却資産（同項第1号に掲げるものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条又は第47条の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の1を乗じて得た額とする。
- 3 法附則第15条第2項に規定する償却資産（同項第2号及び第3号に掲げるものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条又は第47条の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に2分の1を乗じて得た額とする。

附則第9条に次の2項を加える。

- 7 法附則第15条第37項に規定する設備に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の2を乗じて得た額とする。
- 8 法附則第15条第38項に規定する機器に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該機器に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に4分の3を乗じて得た額とする。

附則第12条第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第13条の3の4第1項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附則第13条の6の次に次の1条を加える。

(耐震基準適合家屋に対して課する固定資産税の減額に関する申告)

第13条の6の2 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋（以下この条において「耐震基準適合家屋」という。）について同項の規定による固定資産税の減額を受けようとする納税義務者は、当該耐震基準適合家屋に係る法附則第15条の9第1項に規定する耐震改修（以下この条において「耐震改修」という。）が完了した日から3月以内に、法附則第15条の10第1項の規定に基づく総務省令で定めるところによる証明書及び当該耐震改修に要した費用を証する書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申告書により市長に申告しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 耐震基準適合家屋の所在、建築年月日及び床面積
- (3) 耐震改修が完了した年月日
- (4) 耐震改修に要した費用及び法附則第15条の10第1項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものの有無
- (5) その他市長が必要と認める事項

附則第13条の7第1項中「この項及び」の次に「次項並びに次条第1項及び第2項」を、「準用するこの項及び」の次に「次項」と、「基準（同条第1項において「耐震基準」という。）」とある

のは「基準」を加える。

附則第13条の8の次に次の1条を加える。

(耐震基準適合家屋に対して課する都市計画税の減額)

第13条の9 法附則第15条の10の規定は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物に該当する家屋（同法第7条又は同項の規定による報告があったものに限り、同法第8条第1項（同法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は同法第12条第2項（同法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定による指示の対象となったものを除く。）のうち平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に法附則第15条の10第1項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものを受けて法附則第15条の9第1項に規定する耐震改修が行われたものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、法附則第15条の10第1項中「受けて耐震改修」とあるのは「受けて耐震改修（法附則第15条の9第1項に規定する耐震改修をいう。以下横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第13条の9第1項において読み替えて準用するこの項及び次項において同じ。）」と、「耐震基準に」とあるのは「法附則第15条の9第1項に規定する地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準に」と、「この条」とあるのは「条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用するこの条」と、「係る耐震基準適合家屋にあってはこの項」とあるのは「係る耐震基準適合家屋にあっては同項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で

定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、「の耐震基準適合家屋にあってはこの項」とあるのは「の耐震基準適合家屋にあっては同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、同条第2項中「前項」とあり、及び「同項」とあるのは「条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する前項」と、「当該市町村の条例で」とあるのは「同条第2項において読み替えて準用する条例附則第13条の6の2に」と、同条第3項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第1項」と読み替えるものとする。

- 2 附則第13条の6の2の規定は、前項において読み替えて準用する法附則第15条の10第1項の規定による都市計画税の減額を受けようとする場合について準用する。この場合において、附則第13条の6の2中「同項」とあるのは、「附則第13条の9第1項において読み替えて準用する法附則第15条の10第1項」と読み替えるものとする。

附則第17条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第17条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第73条第2号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第2号イ	3,900円	4,600円
第73条第2号ウ	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第29条の4及び第29条の4の2第1項の改正規定並びに第33条の6第4項の改正規定（「課される法人税」の次に「若しくは地方法人税」を加える部分に限る。）並びに附則第4項の規定 平成26年10月1日
  - (2) 第73条の改正規定及び附則第13条の8の次に1条を加える改正規定並びに附則第6項及び第9項（次号に掲げる規定による改正後の横浜市市税条例（以下「平成28年条例」という。）附則第17条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
  - (3) 第21条第4項、第26条の2第1項の表及び第29条の4の2第2項の改正規定、第33条の6第3項の改正規定、同条第4項の改正規定（「課される法人税」の次に「若しくは地方法人税」を加える部分を除く。）並びに第129条の7第1項の改正規定並びに附則第17条の改正規定並びに附則第5項、第7項、第8

項及び第9項（平成28年条例附則第17条に係る部分に限る。）  
の規定 平成28年4月1日

(4) 第29条の5の改正規定及び附則第3項の規定 平成30年1月  
1日

（準備行為）

2 この条例による改正後の横浜市市税条例（以下「新条例」とい  
う。）附則第13条の9第1項において読み替えて準用する地方税  
法（昭和25年法律第226号）附則第15条の10第2項の申告書の提  
出は、前項第2号に掲げる規定の施行の日前においても行うこと  
ができる。

（個人の市民税に関する経過措置）

3 新条例第29条の5の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の  
市民税について適用し、平成29年度分までの個人の市民税につい  
ては、なお従前の例による。

（法人の市民税に関する経過措置）

4 第1項第1号に掲げる規定による改正後の横浜市市税条例第29  
条の4、第29条の4の2第1項各号及び第33条の6第4項の規定  
は、第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年  
度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法  
人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人  
の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税に  
ついては、なお従前の例による。

5 平成28年条例第21条第4項及び第33条の6第4項の規定は、第  
1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の  
法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市

民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 6 新条例第73条各号の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 7 平成28年条例附則第17条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 8 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る平成28年条例附則第17条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。
- 9 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第73条第2号及び平成28年条例附則第17条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第73条第2号イ	3,900円	3,100円
新条例第73条第2号ウ	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円

市第 3 号

	5,000 円	4,000 円
平成 28 年条例附則第 17 条の表以外の部分	第 73 条第 2 号	横浜市市税条例の一部を改正する条例（平成 年 月横浜市条例第 号。以下この条において「新改正条例」という。）附則第 9 項の規定により読み替えて適用される第 73 条第 2 号
平成 28 年条例附則第 17 条の表第 73 条第 2 号イの項	第 73 条第 2 号イ	新改正条例附則第 9 項の規定により読み替えて適用される第 73 条第 2 号イ
	3,900 円	3,100 円
平成 28 年条例附則第 17 条の表第 73 条第 2 号ウの項	第 73 条第 2 号ウ	新改正条例附則第 9 項の規定により読み替えて適用される第 73 条第 2 号ウ
	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い関係規定の整備を図るとともに、耐震基準適合家屋に係る都市計画税の減額措置を講ずる等のため、横浜市市税条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市市税条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（市民税の納税義務者等）

第21条 （第1項から第3項まで省略）

4 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない外国法人

法人（以下この節において「外国法人」という。）に対する本節

の規定の適用については、恒久的施設（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）

行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第46条の4に規定する場所

をもってその事務所又は事業所とする。  
（第5項省略）

（法人の均等割の税率）

第26条の2 法人に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額とする。

法 人 の 区 分	税 率
(1) 次に掲げる法人	年額 50,000円
ア 法人税法 <u>第2条第5号の公共法人</u> (昭和40年法律第34号) 及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）	
イ 人格のない社団等	
ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）	
エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）	

<p>オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、<u>地方税法施行令（政令 昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）</u>）第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）をいう。以下この節において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、区内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされている役員を含む。）の数の合計数（以下この表において「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p>	
<p>（ 省 略 ）</p>	

（第2項省略）

（法人税割の税率）

第29条の4 法人税割の税率は、法人税額又は個別帰属法人税額の  $\frac{100 \text{ 分の } 12.1}{100 \text{ 分の } 14.7}$  とする。

（法人の市民税の課税の特例）

第29条の4の2 次に掲げる法人（法人税法第4条の7に規定する受託法人を除く。以下この項において同じ。）に対する各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に次の各号に掲げる法人の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

(1) 資本金の額若しくは出資金の額が5億円未満である法人又は資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）  $\frac{12.1 \text{ 分の } 2.4}{14.7 \text{ 分の } 2.4}$

(2) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上10億円未満の法人

12.1 分の 1.2  
14.7 分の 1.2

- 2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額又は出資金の額が5億円未満又は5億円以上10億円未満であるかどうかの判定は、各事業年度又は各連結事業年度の終了の日（法第321条の8第1項前段の規定（法人税法第72条第1項 又は第144条の4第1項（同法第145条において準用する場合を含む。））の規定が適用される場合に限る。）により申告納付すべき法人の市民税にあっては、その事業年度の開始の日から6箇月の期間の末日）の現況による。

（外国税額控除）

- 第29条の5 所得割の納税義務者が、外国の法令により課される所得税又は道府県民税の所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割若しくは市町村民税の所得割に相当する税（所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であった期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるものにあっては、同法第161条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。）を課された場合においては、法第314条の8の規定により控除すべき額をその者の第29条の2並びに法第314条の6及び法第314条の7の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（法人の市民税の申告納付）

- 第33条の6 （第1項及び第2項省略）

- 3 法人税法 第71条第1項若しくは第144条の3第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第321条の8第2項の規定によって申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結事業年度開始の日から

6月の期間中において区内に寮等のみを有する場合には、第1項（同条第1項（法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項に第71条第1項に係る部分に限る。）及び第2項に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結事業年度開始の日から6月の期間に係る均等割額について申告納付することを要しない。

- 4 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法令により課される法人税若しくはは地方法人税又は道府県民税若しくは市町村民税の法人税割に相当する税（外国法人にあつては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。）を課された場合においては、法第321条の8第24項の規定により控除すべき額を同条第1項（同項に規定する予定申告法人に係るものを除く。）、第4項、第22項又は第23項の規定により申告納付すべき法人税割額（外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）から控除するものとする。

（軽自動車税の税率）

第73条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ次の各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。）

年額 2,000円  
1,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リッ

	トル以下のもの又は定格出力が 0.6 キロワットを超え、 0.8		
	キロワット以下のもの	年額	<u>2,000 円</u> 1,200 円
ウ	2 輪のもので、総排気量が 0.09 リットルを超えるもの又は		
	定格出力が 0.8 キロワットを超えるもの	年額	<u>2,400 円</u> 1,600 円
エ	3 輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2 以上の輪		
	距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が		
	0.5 メートル以下であるもの及び側面が構造上解放されてい		
	る車室を備え、かつ、輪距が 0.5 メートル以下である 3 輪の		
	ものを除く。）で、総排気量が 0.02 リットルを超えるもの又		
	は定格出力が 0.25 キロワットを超えるもの	年額	<u>3,700 円</u> 2,500 円
(2)	軽自動車		
ア	2 輪のもの（側車付きのものを含む。）	年額	<u>3,600 円</u> 2,400 円
イ	3 輪のもの	年額	<u>3,900 円</u> 3,100 円
ウ	4 輪以上のもの		
	乗用のもの		
	営業用	年額	<u>6,900 円</u> 5,500 円
	自家用	年額	<u>10,800 円</u> 7,200 円
	貨物用のもの		
	営業用	年額	<u>3,800 円</u> 3,000 円
	自家用	年額	<u>5,000 円</u> 4,000 円
エ	専ら雪上を走行するもの	年額	<u>3,600 円</u> 2,400 円
(3)	小型特殊自動車		
ア	農耕作業用のもの	年額	<u>2,400 円</u> 1,600 円
イ	その他	年額	<u>5,900 円</u> 4,000 円
(4)	2 輪の小型自動車	年額	<u>6,000 円</u> 4,000 円

(事業所税の申告納付)

第129条の7 事業所等において法人が行う事業に対して課する事業所税の納税義務者は、各事業年度終了の日から2月以内 (法の外国施行地に本店又は主たる事業所等を有しない法人) が第129条の11法人に規定する納税管理人の申告をしないで法の施行地に事業所等を有しないこととなる場合には、当該事業年度終了の日から2月を経過した日の前日と当該事業所等を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで) に、当該各事業年度に係る事業所税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

(第2項から第4項まで省略)

附 則

(固定資産税及び都市計画税に関する特例)

- 第9条 法附則第15条 (第2項第1号から第3号まで及び第6号、第2項第6号、第9項及び第37項、第8項、第34項、第37項並びに第38項) を除く。以下この項において同じ。)、第15条の2又は第15条の3に規定する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準は、第45条から第47条まで又は第130条第1項の規定にかかわらず、それぞれ法附則第15条から第15条の3までの規定に規定する額とする。
- 2 法附則第15条第2項に規定する償却資産(同項第1号に掲げるものに限る。) に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条又は第47条の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の1を乗じて得た額とする。
- 3 法附則第15条第2項に規定する償却資産(同項第2号及び第3号に掲げるものに限る。) に対して課する固定資産税の課税標準

は、第46条又は第47条の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に2分の1を乗じて得た額とする。

$\frac{4}{2}$  (本文省略)

$\frac{5}{3}$  法 附則第15条第8項に規定する償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、附則第15条第9項に規定する償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の2を乗じて得た額とする。

$\frac{6}{4}$  法 附則第15条第34項に規定する家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、附則第15条第37項に規定する家屋に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に3分の2を乗じて得た額とする。又は都市計画税の課税標準は、第45条又は第130条第1項の規定にかかわらず、法附則第15条第34項に規定する年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に3分の2を乗じて得た額とする。

7 法附則第15条第37項に規定する設備に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の2を乗じて得た額とする。

8 法附則第15条第38項に規定する機器に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該機器に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に4分の3を乗じて得た額とする。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税に関する特例)

第12条 (第1項省略)

2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限  
平成26年度

市第3号

り、前項に規定する譲渡所得のうち、租税特別措置法第31条の2第1項の規定の適用がある譲渡所得に係る個人の市民税については、法附則第34条の2の規定を適用する。

(新築された省エネルギー対策住宅に対して課する都市計画税の減額)

第13条の3の4 平成24年1月2日から平成28年1月1日までの間に新築された住宅(法附則第15条の6第1項に規定する住宅をいう。以下この条、附則第13条の7第1項及び附則第13条の8第1項において同じ。)のうち、評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)第5の5の5-1(3)の等級4又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条の5第1項に規定する判断の基準となるべき事項に適合することにつき規則で定めるところにより証明されたもの(以下この条において「省エネルギー対策住宅」という。)で法附則第15条の6第1項の規定に基づく政令で定めるものに該当するものに対して課する都市計画税については、前条において準用する法附則第15条の7第1項若しくは第2項又は次項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに都市計画税が課されることとなった年度から3年度分の都市計画税に限り、当該住宅に係る都市計画税額(区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第15条の6第1項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅(人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の同項の規定に基づく政令で定める住宅に該当するものに限る。

）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第1項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る都市計画税額から減額するものとする。

（第2項から第4項まで省略）

（耐震基準適合家屋に対して課する固定資産税の減額に関する申告）

第13条の6の2 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋（以下この条において「耐震基準適合家屋」という。）について同項の規定による固定資産税の減額を受けようとする納税義務者は、当該耐震基準適合家屋に係る法附則第15条の9第1項に規定する耐震改修（以下この条において「耐震改修」という。）が完了した日から3月以内に、法附則第15条の10第1項の規定に基づく総務省令で定めるところによる証明書及び当該耐震改修に要した費用を証する書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申告書により市長に申告しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 耐震基準適合家屋の所在、建築年月日及び床面積
- (3) 耐震改修が完了した年月日
- (4) 耐震改修に要した費用及び法附則第15条の10第1項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものの有無
- (5) その他市長が必要と認める事項

（耐震基準適合住宅に対して課する都市計画税の減額）

第13条の7 法附則第15条の9第1項から第3項までの規定は、昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち平成24年1月2日か

ら平成27年12月31日までの間に耐震改修（同条第1項に規定する耐震改修をいう。）が行われたものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同条第1項中「この項及び次項並びに次条第1項及び第2項」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第13条の7第1項において読み替えて準用するこの項及び次項」と、「基準（同条第1項において「耐震基準」という。）」とあるのは「基準」と、「この項から」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用するこの項から」と、「平成18年1月1日から平成21年12月31日までの間に完了した場合には、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度から3年度分、当該耐震改修が平成22年1月1日から平成24年12月31日までの間に完了した場合には、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度」とあるのは「平成24年1月2日から同年12月31日までの間に完了した場合には、平成25年度」と、「を賦課期日とする年度分」とあるのは「（当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度分」と、「耐震基準適合住宅にあってはこの項の」とあるのは「耐震基準適合住宅にあっては条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用するこの項の」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、「限る。）にあってはこの項の」とあるのは「限る。）にあっては同条第1項において読み替えて準用する

この項の」と、同条第2項中「前項」とあり、及び「同項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する前項」と、「当該市町村の条例で」とあるのは「同条第2項において読み替えて準用する条例附則第13条の4に」と、同条第3項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第1項」と読み替えるものとする。

(第2項省略)

(耐震基準適合家屋に対して課する都市計画税の減額)

第13条の9 法附則第15条の10の規定は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物に該当する家屋（同法第7条又は同項の規定による報告があったものに限り、同法第8条第1項（同法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は同法第12条第2項（同法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定による指示の対象となったものを除く。）のうち平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に法附則第15条の10第1項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものを受けて法附則第15条の9第1項に規定する耐震改修が行われたものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、法附則第15条の10第1項中「受けて耐震改修」とあるのは「受けて耐震改修（法附則第15条の9第1項に規定する耐震改修

をいう。以下横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第13条の9第1項において読み替えて準用するこの項及び次項において同じ。）と、「耐震基準に」とあるのは「法附則第15条の9第1項に規定する地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準に」と、「この条」とあるのは「条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用するこの条」と、「係る耐震基準適合家屋にあってはこの項」とあるのは「係る耐震基準適合家屋にあっては同項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、「の耐震基準適合家屋にあってはこの項」とあるのは「の耐震基準適合家屋にあっては同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、同条第2項中「前項」とあり、及び「同項」とあるのは「条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する前項」と、「当該市町村の条例で」とあるのは「同条第2項において読み替えて準用する条例附則第13条の6の2に」と、同条第3項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第1項」と読み替えるものとする。

- 2 附則第13条の6の2の規定は、前項において読み替えて準用する法附則第15条の10第1項の規定による都市計画税の減額を受けようとする場合について準用する。この場合において、附則第13条の6の2中「同項」とあるのは、「附則第13条の9第1項において読み替えて準用する法附則第15条の10第1項」と読み替える

ものとする。

(軽自動車税の税率の特例)

第17条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対す  
削除  
る当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定  
による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月  
の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第73条第2号の規  
定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同  
表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす  
る。

第73条第2号イ	3,900円	4,600円
第73条第2号ウ	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円